

宅急便回数券をお持ちのお客さまへ 利用終了と払い戻しのご案内

いつもヤマト運輸をご利用いただきまして、ありがとうございます。

2018年3月31日(土)をもちまして、ヤマト運輸株式会社発行の宅急便回数券の利用を終了することをお知らせいたします。つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」および「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、宅急便回数券をお持ちのお客さまを対象に払い戻しを承ります。

長らくのご愛用、誠にありがとうございました。

1. 払い戻しの対象となる宅急便回数券

(1) 宅急便小口回数券 全10種

640円、740円、850円、950円、1,050円、1,160円、1,260円、1,370円、1,470円 1,580円

(2) 宅急便大口回数券 全7種

740円、840円、950円、1,050円、1,160円、1,260円、1,370円

(3) 宅急便回数券補助券 全2種

10円、100円



宅急便小口回数券 (青)



宅急便小口回数券 (新デザイン)



宅急便大口回数券 (緑)



宅急便回数券補助券 (黄)

2. 払い戻しの申出期間

2018年4月1日(日) から 2019年2月28日(木)

※期間中にお申し出が無い場合、払い戻しを受けられませんのでご注意ください。

3. 申出方法および払戻方法

当社所定の「宅急便回数券払戻申請書」に必要事項をご記入いただきます。

お客さまがお持ちの宅急便回数券の額面金額に応じ、下記の通り払い戻しいたします。

払戻金額	払戻方法
5,000円以下	セールスドライバー、宅急便センターにて現金で払い戻しいたします。
5,001円以上	お客さま指定の口座へのお振込で払い戻しいたします。(振込手数料は当社負担)

※受付時間は各宅急便センターの営業時間に準じます。

※オラコピーなどの偽造・変造されたもの、破損により回数券番号が読み取れないもの、3分の1以上が滅失しているなど汚れや破れがひどいもの、その他「宅急便回数券払戻申請書」に不備がある場合については払い戻しできませんのでご注意ください。

回数券払い戻しに関するお問合せはヤマト運輸回数券専用ダイヤルまでお願いいたします。

(0120-12-9625 9時~18時 年中無休)

当社ホームページ <http://www.kuronekoyamato.co.jp/>